

平成29年度 鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

市内に自己が所有し、かつ居住する住宅を、市内業者（鶴岡市に住所を有する個人事業者又は本店を有する法人事業者）にリフォーム等工事として発注される方に補助をします。
ただし、**すでに着工している工事や完了している工事は対象になりません。**

1. 補助対象工事

- (1) 裏面の申込み条件にある世帯要件及び工事要件に該当する「リフォーム工事」又は「耐震改修」が対象となります。
- (2) 補助対象工事費が、**30万円以上の工事**(工事に付随する設計、工事監理に要する経費及び消費税を含みます)

2. 交付対象者

- (1) 住宅のリフォーム等工事又は耐震改修を行う者
- (2) 補助金申請時において、本市に住所を有する者又は実績報告書の提出時まで本市に転入し、居住する者
- (3) 住宅のリフォーム等工事又は耐震改修の実施にあたり、市内業者と請負契約をする者
- (4) 平成30年2月末日まで、実績報告書を提出できる者
- (5) 市税に滞納がない者
- (6) 対象工事が他の制度による補助又は給付を受けていない者(他の制度が重複を認めている場合又は他の制度による補助対象工事と、この補助対象工事を明確に区分可能な場合を除く)
- (7) 年度内にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (8) 鶴岡市暴力団排除条例で定められる暴力団員及び暴力団員等でないこと

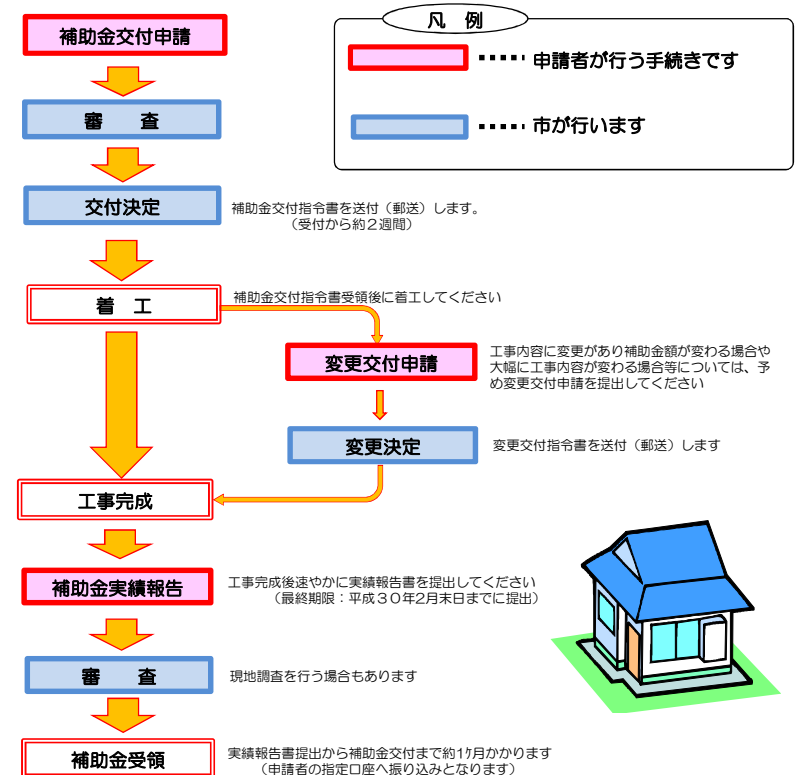
3. 補助額の算定 裏面をご覧ください

4. 募集期間 平成29年4月3日(月)～平成30年1月31日(水) 土日祝日除く 8:30～17:15
※ 予算の範囲内でございますので、募集期間最終日以前に終了する場合があります

5. 受付方法 先着順 ※ 必要書類は、建築課の窓口で配布します。(市ホームページでもダウンロードできます)
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/jyutaku/sumai/page4686.html>

6. 申込先 鶴岡市役所4階 建築課建築指導係に必要な書類をそろえて提出してください。(郵送不可)

7. 手続きの流れ



要件工事の基準点一覧表

① 部分補強

工事内容	基準点
1-1 住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3 住宅内に耐震シムターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
1-5 基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6 柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

② 省エネ化

工事内容	基準点
2-1 高効率給湯器を設置する工事	10点/基
2-2 再生可能エネルギー(太陽光や太陽熱、地熱等)利用機器を設置する工事(ただし、太陽光発電の場合は10kw未満のもの)	10点/基
2-3 バイオマス燃焼機器(ヘルツや薪を使用するボイラーやストーブ)を設置する工事	10点/基
2-4 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-5 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-6 住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器(LED照明機器、人感センサーライト)を設置する工事	4点/箇所
2-7 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-8 住宅内に電気設備工事を伴う県産有機ELパネルを用いて製造した県産有機EL照明機器を設置する工事	10点/箇所

③ バリアフリー化

工事内容	基準点
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4)身体洗浄を容易にする水洗面器具を設置し又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 2点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
3-5 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
3-6 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) (1)浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2)浴室以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は2点/箇所
3-7 住宅の屋外との出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらと結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

④ 地場産木材使用

工事内容	基準点
4-1 県産認証合板又は鶴岡産木材を使用した工事(1.0m ² 未満のもの、1.0m ² 以上使用は7-1「鶴岡産木材使用」になります)	2.5点/0.1m ² (0.1m ² 未満切捨)

⑤ 克雪化

工事内容	基準点
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 (2)雪止めを設置又は取り替える工事 (3)固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	2.5点/箇所 5m未満は5点/箇所・5m以上は10点/箇所 1階分につき5点
5-2 住宅の屋根に融雪設備を設置する工事	10点/箇所
5-3 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)屋根の勾配を大きくする工事 (2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3)屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
5-4 住宅と同一敷地に固定式融雪設備を設置する工事(散水設備、無散水消雪、ロードヒーティング、融雪槽など)	10点/箇所

⑥ 三世帯世帯

工事内容	基準点
6-1 居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²
6-2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所

⑦ 鶴岡産木材使用

工事内容	基準点
7-1 住宅に鶴岡産木材を1.0m ² 以上使用した工事	

問い合わせ先：鶴岡市建設部 建築課 建築指導係 TEL0235-25-2111(内線484・457)

平成29年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

リフォーム補助

※ リフォーム補助については、下記のいずれかのリフォーム工事を選択することになります。

耐震改修補助

	一般リフォーム工事	鶴岡産木材使用 リフォーム工事	三世帯世帯 リフォーム工事	近居世帯 リフォーム工事	婚姻・出産世帯 リフォーム工事	子育て世帯 リフォーム工事	移住世帯 リフォーム工事	耐震改修 補助
申込条件	世帯要件なし							昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅にお住いの世帯
工事要件	要件工事（下記注1の①～⑤）のいずれかを含み基準点が10点以上となるリフォーム工事（50万円未満は5点以上）	鶴岡産木材を1㎡以上使用するリフォーム工事	①10㎡以上の居室増築 ②便所、浴室、洗面所、台所のいずれかを増設 ③バリアフリー化で基準点が10点以上となるもの ※①～③のいずれか	要件工事（下記注1の①～⑥）のいずれかを含み、基準点が10点以上となるリフォーム工事（50万円未満は5点以上）		18歳未満の子が3人以上いる世帯	本人又は同居家族にH26.4.1以降、鶴岡市外から移住してきた世帯員がいる世帯	耐震診断により上部構造評点0.7未満の場合、評点を0.7以上に補強する工事。評点が0.7以上1.0未満の場合は、評点を1.0以上とする工事
基本額	工事費×10%… ① (上限20万円)	工事費×15%… ② (上限30万円)			工事費×20%… ③ (上限30万円)			耐震改修対象工事費×25% (上限額60万円)
加算額	【空き家活用】リフォームする住宅がH26.4.1以降に購入又は相続した空き家である場合 工事費×5% (上限10万円) 加算… ④				※ 購入の場合は「中古住宅診断」を受けたものに限る。	【空き家バンク登録】リフォームする住宅が「NPO法人つるおかランド・バンク」が実施する空き家バンクに登録された空き家かつ若者世帯である場合 工事費×5% (上限10万円) 加算… ⑤ ※ 「若者世帯」とは、平成29年4月1日時点で夫婦のいずれかが40歳未満の世帯をいう。	※ 耐震改修工事費は、補強対象部分の解体や内外装工事も含みます。	
		【鶴岡産木材3㎡以上使用】鶴岡産木材を3㎡以上使用する場合 工事費×5% (上限10万円) 加算… ⑥					【県外移住世帯】下記注3参照 工事費×5% (上限10万円) 加算… ⑦	※耐震改修対象工事以外にリフォーム補助に該当する工事がある場合、工事費を分けて併用して補助を受けることが可能です。
合計額	①+④+⑤	②+④+⑤+⑥		③+④+⑤+⑥			③+④+⑤+⑥+⑦	
申込必要書類	世帯全員の住民票（全項目記載されたもの） ※近居世帯に関しては親世帯、子世帯の住民票等							・昭和56年5月31日以前に建築されたことを証明する書類および現況及び補強の耐震診断計算書
	【空き家活用】【空き家バンク登録】で補助金加算を受ける場合…土地建物の登記簿謄本等（空き家バンク登録の場合は、空き家バンク登録申込書の写し等）							
	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式1） ・事業計画書（様式2） ・工事基準点数表（様式3） ・リフォーム工事見積書 ・リフォーム計画図面 ・着工前写真 ・納税調査承諾書（様式4） ・固定資産税納税通知の写 ・交付申請添付書類チェックリスト（様式5） ※その他、場合によって別途必要書類有り、下記注2参照							

注1 要件工事とは

- ①部分補強（筋違金物補強など）
 - ②省エネ化（高効率給湯器や断熱パッキンなど）
 - ③バリアフリー化（手摺設置や段差解消など）
 - ④地場産木材使用（鶴岡産木材・県産認証合板使用など）
 - ⑤克雪化（雪止め設置、融雪設備など）
- ※ 基準点については、裏面「要件工事の基準点一覧表」を参照してください。

注2 その他場合によって必要となる添付書類とは

- 【固定資産税納税通知書を紛失した場合】…固定資産税課税台帳の写し※市民課で発行（有料）
- 【リフォーム工事に確認申請を伴う場合】…建築確認済書の写し
- 【前年度の住所地が鶴岡市外の場合】…前年度住所があった市区町村の納税証明書
- 【近居世帯の場合】…親世帯と子世帯の直線距離が分かる地図等の資料
- 【申請時に離婚していない場合】…婚姻届約書（様式6）※婚姻世帯による補助金加算の場合のみ
- 【申請時に出生していない場合】…母子手帳の写し※出産世帯、子育て世帯、三世帯世帯で補助金加算のみ

注3 県外移住世帯とは

平成28年4月1日以降に山形県外から鶴岡市内に世帯員が移住した世帯、又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島に限る）に居住しており平成28年3月31日までの間に鶴岡市内に移住した世帯をいう。

※ 平成29年度鶴岡市リフォーム支援補助金と「平成29年度鶴岡市再生可能エネルギー設備導入補助金」は、併せて受けることができます。これ以外の補助金等との併用については、あらかじめ建築課へお問い合わせください